

環境保全と協同金融

平石 裕一（東京都／協同金融研究会）

1. ICA大会の「アジェンダ21」決議

ICAマンチェスター大会では協同組合の定義と価値が新たに定められ、原則が1966年大会以来29年振りに改訂された。それと同時に「協同組合と持続可能な人間の発展」に関する重要な決議もなされた。この決議では報告にもられた「協同組合のアジェンダ21」を注目し「協同組合が組織としての行動と組合員の教育プログラムにおいて環境にたいする配慮を確実に重視すべき」ことが確認され、その推進のための手段として「ICA信託基金」の設立が勧告された。

アジェンダ21は取り組むべき対象として農業、漁業、住宅など9項目があげられているが、その第9番目に「金融部門、がとりあげられている。それは以下のとおりである。

目的 (1) 環境面で安全かつ健全で持続可能な発展を金融機構の利用をつうじて推進する

手段 (A) 環境政策や倫理コードの設定をする

(B) 環境面の健全で持続可能な発展を推進する為革新的な金融機構をつくり推進する

ICA会員組織のなかで協同組合銀行、貯蓄貸付協同組合や保険協同組合などの協同組合金融機関が占める割合は約1/3と高いから、環境面で健全な活動をするのに経済的な刺激を行うことによって態度と政策に変容を効果的に引き起こせるに違いない…と解説している。

このアジェンダ21は、国際連合が1992年6月リオデジャネイロで開催した地球サミット（国際環境開発会議）の成果である①環境と開発に関するリオ宣言②アジェンダ21（行動計画）③森林に関する原則声明の三文書の採択と④気候変動枠組み

条約と⑤生物多様性条約の締結の内の②アジェンダ21を受けて立った協同組合版というべきものである。

大変簡潔に目的と手段が述べられているが、協同組合アジェンダ21の中の金融部門についての環境保全宣言は、実は背景に地球サミットにさきだって同年5月に同地で採択された「銀行環境憲章」が存在しているのである。それは正に国連環境計画の呼掛けに応じて、地球サミット開催を積極的に支持するものとして採択されたのである。

2. 銀行環境宣言とは？

「銀行宣言」は国連環境保全計画のナイロビ本部（UNEP）によれば、23か国34銀行で行われた。参加国のなかに日本、アメリカ、フランスの名前が残念ながら見当たらない。その前文は「我々署名者（当該銀行）は、人類の福祉、環境保全と持続可能な発展は、政府、企業および個人の意向にかかっていると信じる。経済成長と健康的な環境の追及は、欠けることのできぬ環になっていると認識している。更に、我々は生態系保全と持続可能な発展は共同責任であり、あらゆる企業行動、それには銀行業も含まれるが、最優先性をもつべきだと認識している。我々は我々の政策と企業行動が持続可能な発展を促進すること、即ち将来それを危うくすることなく、現在のニーズに適合させることを確実にしよう心掛けるだろう。」と明確に銀行の環境保全にたいする責任と役割を規定している。

本文は①持続可能な発展の一般原則②環境管理と銀行③公共的認識とコミュニケーションにわかれている。①-4で銀行の役割をさらに具体化して「我々は持続可能な発展に向けて、もっとも重要な貢献者として多様かつ弾力的な役割をもつのが金融サービス部門であるとみなす」と強調して

いる。そして②で具体的な行動規範を展開する。

(2-1) 我々は環境管理にたいして前もって注意深く接近することに同意し、環境悪化を見越して可能なかぎり予防するように努める。

(2-2) 我々は正常な事業実践として、我々の顧客があらゆる適用可能な環境法規に対して、地方的にも全国的にも国際的にも従うことを期待する。追従するだけでなく、我々は健全な環境実践が効果的な企業管理を表示する重要な要素の一つとみなす。

(2-3) 我々は環境リスクがリスク評価や管理の正規のチェックリストの一つであるべきだと認識している。融資リスク評価の一部に我々はしるべき時期に環境に与える影響評価を行なえるように勧告する。

(2-7) 我々は国内活動において環境管理面で最善の実施を追及するうえで、エネルギー節約、リサイクル活動、ゴミのミニマム化を含めて確実にするよう探求する…など顧客への希望、審査基準の改革、銀行内部の自己規制を提起している。

そして③では「我々は関係するあらゆる人々、政府、顧客、従業員、株主や公共を含め環境管理に関する意見をもちより対話をおこない」「適切な情報を提供し」「他の銀行がこの宣言を支持することを奨励する」と普及について触れている。

3. コープ銀行の先進的な貢献事例

ところで環境保全活動に関して、協同組合金融機関は大変先進的な貢献をしている。そのことについてICAの「国際協同組合の未来宣言」は「近年協同金融機関のうちのある者達は投資活動と方法で倫理実践を強調して大変成功している」と指摘している。ここで成功しているとあげられたのがイギリスのコープ銀行であると思われる。当該銀行の総支配人テリー・トーマス氏はICA銀行協会の代表であり、その倫理的政策の報告は1992年10月のICA東京大会でなされている。そのコープ銀行の倫理政策の実践は1992年3月から始まったもので、さきの「銀行宣言」「地球サミット」

にその実践が影響していたことが推測される。コープ銀行が採用した倫理政策のコードは12項目で、主なものをあげると①精神を抑圧したり、権利を侵害したり、拷問器具をつくるような団体に融資せず③化粧品製造目的に実験動物を使う事業へ融資せず④不浄金隠し、麻薬運搬などの目的のため金融サービスが利用されぬようにする⑤環境保護を活動スタンスとする個人や団体を支援する等…であった。

この声明は大きな反響を生んだ。化粧品会社が裁判所に提訴する等非難が起きた反面、有名な財界人が支持を明らかにし、消費者団体や宗教団体などを味方に引付けて貯蓄も著しく増加したといわれる。更に同年9月外国為替暴落について「我々は正当な国際取引のみ行う」「クリアリング銀行の通貨投機行為は不健全であり、預金者の預金を失わせ、税金補填をさせたでは」と厳しい。また氏は1994年1月号のバンキングワールドで自分のかつての経験を述べた後「良好な収益性と持続可能な事業は信頼と誠実という倫理的背景があつてのみ可能である」と強調し、イギリスのバブルによって破綻したギネス、BCCIなどの例を引用している。

このような高い倫理政策を経営にとりいれたコープ銀行は、その名前が示すようにロッチデール組合から発展したCWSの「貸付及び預金部」から1971年独立したものである。注目される戦略を導入してはいるがその政策が業績に必ずしも直結していないのは残念である。全国信用金庫連合会ロンドン支店長が95年10月訪問した際「91年にリセッションのため25%の人員削減をしたが、94年になってやっと決算が好転、今後は絶対に人員削減はしない方針」と強調しているが、倫理政策の採用の背景に経済危機が潜んでいたともいえる。

4. 我が国協同金融の実践例

我が国では、いわゆる慈善活動の域をでない貢献活動をしている例は数多くみられるが、永代信用組合がプレス・オルターナティブと提携して89年4月から始めている市民起業ローンは注目されて

良い。信組の本体ではなく限定された基金の別枠内で「環境保全、地域貢献」のための融資が行われている点がコープ銀行との相違であろう。そうはいっても環境保全の為に融資活動として正面から取組んだ姿勢は評価される。その後業界の後押しもあって、神奈川県信用組合が同県ワーカーズコレクティブ連合会と提携して93年1月から、大

分県信用組合が県と提携して94年4月から同様な制度を発足させた。また95年11月「市民バンク国際フォーラム」として初めて報告討論会が東京で開かれた。ドイツ、アメリカ、南アフリカからもスピーカーが参加し30名ほどの集会だったが、環境保全活動への我が国協同組織金融機関の接近が確実に前進している徴候とってよからう。